

証券会社の分別保管に関する命令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
<p>金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）の施行に伴い、並びに証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、証券会社の分別保管に関する命令を次のように定める。</p> <p>証券会社の分別保管に関する命令</p> <p>（適用除外有価証券）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第四十七条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 法第四十七条第二項の規定により分別される有価証券</p> <p>二 契約により証券会社が消費できる有価証券</p> <p>（確実にかつ整然と保管する方法）</p> <p>第二条 法第四十七条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める方法は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p>	

一 証券会社が自己で保管する有価証券（混蔵して保管される有価証券を除く。次号において同じ。） 法第四十七条第一項の規定により証券会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない有価証券（以下「顧客有価証券」という。）の保管場所について自己の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券（以下「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法

二 証券会社が第三者をして保管させる有価証券 当該第三者において、顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させる方法

三 証券会社が自己で保管する有価証券（混蔵して保管される有価証券に限る。次号において同じ。） 顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する方法

四 証券会社が第三者をして保管させる有価証券 当該第三者における証券会社の顧客のための口座について自己の取引のための口座と区分する等の方法により、顧客有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、当該顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（外国の第三者をして保管させる場合のうち、外国の法令上当該第三者をして顧客有価証券に係る持分と

固有有価証券等に係る持分とを区分して管理させることができない場合その他当該第三者において顧客有価証券に係る持分が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについて特にやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、当該顧客有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法)

2 証券会社と顧客とが共有しており、前項第一号から第三号までの規定の定めるところにより保管場所の区分ができない有価証券については、これらの規定にかかわらず、各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管しなければならない。

(顧客分別金の対象となる金銭又は有価証券)

第三条 法第四十七条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める金銭又は有価証券は、次の各号に掲げる金銭又は有価証券とする。

一 証券業に係る顧客との取引に関して顧客の計算に属する金銭(信用取引(法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。))に係る有価証券の売付代金である金銭であつて、当該信用取引につき証券会社が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているものを除く。)

二 証券業に係る顧客との取引に関して顧客から預託を受けた有価証券及び顧客の計算に属する有価証券のうち、法第四十七条の二の規定により担保に供されたもの(契約により証券会社が消費できる有価証券を除く。)

(顧客分別金の額の算定)

第四条 法第四十七条第二項に規定する顧客分別金の額は、顧客ごとに算定し、その算定の対象となる同項に規定する金銭の額及び有価証券の時価(市場相場のあるものについてはその日の最終価格)(当該最終価格がないときは、法第六十七条第一項に規定する証券業協会が公表する気配相場(国債の場合に限る。))又はその日前における直近の日の最終価格とする。以下同じ。)とし、市場相場のないものについてはその日の公表されている最終価格又はこれに準ずるものとして当該証券会社が合理的な方法により算定した価格とする。以下同じ。)を合計した額とする。

2 証券会社が顧客に対して有する有価証券の買付代金の立替金に係る債権の額については、当該買付けに係る有価証券が法第四十七条の規定により分別保管がなされている場合には、前項の合計額(当該顧客に係るものに限る。)の算出に当たっては、控除することができる。

3 第一項に規定する顧客ごとの顧客分別金の額の算出に当たっては、証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する省令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号。以下「信用取引省令」という。)(第七条第一項各号に掲げる額のうち当該顧客の信用取引に係るもの合計額を控除することができる。ただし、当該合計額が当該顧客の信用取引に係る受入保証金(信用取引省令第二条の二第一号に規定する受入保証金をいう。))として預託された金銭及び有価証券に係る顧客分別金の額を超える場合は、当該顧客分別金の額を限度とする。

4 前項の合計額の算出に当たっては、信用取引に係る有価証券の相場変動に基づく損益は、信用取引省令第七条第三項の規定にかかわらず、当該有価証券の約定価額とその日の時価により評価した価額との差損益とする。

5 証券会社が、信用取引につき顧客に貸し付ける金銭又は有価証券（以下「特定金銭等」という。）を調達するため、当該顧客から預託を受け、当該法第百六十一条の二第二項の規定により同条第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（以下「信用取引保証金代用有価証券」という。）を、証券金融会社又は当該証券会社と取引を行うその他証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下「母店証券会社」という。）に担保として提供する場合において、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該信用取引保証金代用有価証券の時価は、第一項に規定する有価証券の時価の算出に当たっては、当該有価証券の時価に算入しないものとする。

一 当該証券会社と当該証券金融会社又は当該母店証券会社において、特定金銭等を調達するため当該証券会社が当該証券金融会社又は当該母店証券会社と行う取引（以下「調達取引」という。）の管理については、当該証券会社が当該証券金融会社又は当該母店証券会社と行うその他の取引（以下「非調達取引」という。）の管理と明確に区分されているとともに、調達取引が母店証券会社と行われる場合にあっては、当該母店証券会社において各顧客に係る調達取引の管理が明確に区分されていること。

二 調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社に担保として提供された信用取引保証金代用有価証券（以下この項において「特定代用有価証券」という。）の所有権が当該顧客に留保されているとともに、当該証券金融会社又は当該母店証券会社において当該特定代用有価証券の管理が非調達取引に係る有価証券の管理と明確に区分されており、かつ、当該証券会社（調達取引が母店証券会社と行われる場合にあつては、当該母店証券会社を含む。）において顧客ごとの所有に係る特定代用有価証券の種類及び数量が帳簿により明確に判別できること。

三 当該証券会社と当該証券金融会社又は当該母店証券会社において、当該証券会社が調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社から調達した金銭及び有価証券の時価に相当する金額を合計した額と、当該証券会社が当該調達取引において当該証券金融会社又は当該母店証券会社に担保として提供した買付有価証券の時価に相当する金額及び売付代金の金額を合計した額の差額が、毎日算出され、かつ、授受されることとされていること。

四 契約により、当該証券金融会社又は当該母店証券会社において、当該証券金融会社又は当該母店証券会社が非調達取引に関して当該証券会社に対して有する債権（調達取引が母店証券会社と行われる場合にあっては、当該母店証券会社が当該顧客以外の顧客に係る調達取引に関して有する債権を含む。）を満足させることを目的として特定代用有価証券を担保処分しないこととされていること。

6 第二項から第四項の規定により控除することのできる額を顧客ごとの

合計した額が、第一項及び第五項の規定により算出される当該顧客ごとの顧客分別金の額を超えるときは、第二項から第四項の規定により控除することのできる額は当該顧客ごとの顧客分別金の額とする。

(顧客分別金信託の要件)

第五条 法第四十七条第三項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、証券会社は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 顧客分別金信託に係る信託契約は、証券会社を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該証券会社の営む証券業に係る顧客を元本の受益者とする事。

二 顧客分別金信託については信託管理人を設置することとし、証券会社が顧客分別金信託に係る信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る信託管理人を同一の者とする事。

三 証券会社が通知証券会社（法第七十九条の五十四に規定する通知証券会社をいう。以下同じ。）に該当することとなつた場合は、投資者保護基金（当該証券会社が会員として加入している投資者保護基金に限る。以下同じ。）を信託管理人とすること。ただし、投資者保護基金が特に認める場合は、この限りでない。

四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする事。ただし、顧客分別金信託を信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。

- 
- イ 国債その他金融監督庁長官及び大蔵大臣の指定する有価証券の保有
- ロ 金融監督庁長官及び大蔵大臣の指定する銀行その他の金融機関への預金
- ハ その他金融監督庁長官及び大蔵大臣の定める方法
- 五 顧客分別金信託が有価証券の信託である場合又は金銭と有価証券の包括信託である場合には、信託される有価証券は、国債その他の金融監督庁長官及び大蔵大臣が指定する有価証券に限るものとし、当該信託財産である有価証券につき貸付けによる運用を行わないものであること。
- 六 顧客ごとの顧客分別金の額（顧客ごとに前条の規定により算定した顧客分別金の額をいう。以下同じ。）及び顧客分別金の必要額（顧客ごとの顧客分別金の額の合計額をいう。以下同じ。）は、証券会社において、毎日算出されるものであること。
- 七 顧客分別金の必要額の差替えについては、週に一日以上、顧客分別金の必要額の差替えの基準となる日（以下「差替計算基準日」という。）を設け、当該差替計算基準日における信託財産の元本の評価額が顧客分別金の必要額に満たない場合は、当該差替計算基準日の翌日から起算して三営業日以内にその不足額に相当する額の信託財産が追加されるものであること。
- 八 信託財産である有価証券の評価額は、差替計算基準日の時価により算出するものであること。ただし、顧客分別金信託が有価証券の信託である場合又は金銭と有価証券の包括信託である場合における信託さ
-



れた有価証券の評価額については、当該時価に金融監督庁長官及び大蔵大臣が顧客分別金信託の元本の受益者である顧客の保護を確保することを考慮して定める率を乗じた額を上回らない額であること。

九 前号の規定にかかわらず、顧客分別金信託が、信託業法第九条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合は、信託財産の評価額は、当該金銭信託の元本金額とすること。

十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約が行える場合は、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である証券会社に帰属させることを妨げない。

イ 差替計算基準日の信託財産の元本の評価額が顧客分別金の必要額を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ロ 募集等受入金（顧客から受け入れた売出し、募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱いに係る株式、債券、証券投資信託の受益証券若しくは投資証券の申込証拠金又は払込金をいう。以下同じ。）の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金の額に相当する額（当該額が、顧客分別金残余額を超える場合は当該顧客分別金残余額とする。）の範囲内で信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

ハ 顧客分別金の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部の解約を行おうとする場合

十一 証券会社が通知証券会社に該当することとなった場合には、当該

証券会社は受託者に対して信託財産の運用の指図を行わないこと。ただし、投資者保護基金が特に認める場合は、この限りでない。

十二 信託契約に係る元本の受益権の行使は、信託管理人である投資者保護基金が必要と判断した場合に、当該投資者保護基金がすべての顧客について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものととして終了することを妨げない。

十三 元本の受益者である各顧客に係る元本の受益権に相当する価額は、元本の受益権の行使時における顧客分別金信託の元本換価処分額に当該受益権の行使の日における顧客分別金の必要額に対する当該各顧客に係る顧客分別金の額の割合を乗じて得た額（当該額が当該各顧客に係る顧客分別金の額を超える場合には、当該顧客分別金の額とする。）とする。

十四 元本換価処分額のうち各顧客に係る元本の受益権に相当する価額の合計額を超える部分については、委託者たる証券会社に帰属するものとする。

2 前項第十号口に規定する顧客分別金残余额とは、同号口の規定により行う信託契約の解約又は一部解約に係る募集等受入金に係る顧客分別金の額の計算を行う日における信託財産の元本の評価額から顧客分別金の必要額（当該募集等受入金に係る顧客分別金の額を除く。）を差し引いた額をいう。

3 第一項第十三号及び第十四号に規定する元本換価処分額とは、元本である信託財産を換価処分して得られる額又は当該元本である信託財産を

換価処分した際に得られる価格として基金が合理的な方法により算定した額をいう。

(付随業務に係る分別保管)

第六条 法第三十四条第一項の規定による業務であつて金融監督庁長官及び大蔵大臣が指定するものに係る顧客との取引については、法第四十七条に規定する証券業に係る顧客との取引とみなして、法第四十七条及びこの命令の規定を適用する。